

環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成 2 5 年 4 月 1 日

環 境 大 臣

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

特定調達物品等の平成 2 5 年度における調達の目標

平成 2 5 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 2 5 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙 類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙) 印刷用紙 (塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙) 衛生用紙 (トイレットペーパー、ティッシュペーパー)	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。
---	-----------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。
---	-----------------------------------

回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステーブラー（汎用型）	
ステーブラー（汎用型以外）	
ステーブラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
粘着テープ（布粘着）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース（FD・CD・MO用）	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHP フィルム	
絵筆	
絵の具	

墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス パンチラベル 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザ ザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--------------	------------------------------

収納用什器（棚以外） ロ - パ - ティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
---	--

4 O A 機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） 電子計算機 プリンタ等（プリンタ、プリンタ / ファクシミリ兼用機） ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計 プロジェクタ	平成 2 5 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 1 0 0 % とする。
---	--

5 移動電話

携帯電話 P H S	平成 2 5 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 1 0 0 % とする。
---------------	--

6 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	平成 2 5 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 1 0 0 % とする。
---	--

7 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖 房機 ストーブ	平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	--

8 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--

9 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照 式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

10 自動車等

10 - 1 自動車

一般公用車	平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
一般公用車以外	平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

10 - 2 ITS対応車載器等

ETC対応車載器	1個を調達予定。
カーナビゲーションシステム	2個を調達予定。
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

11 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
-----	---------------------------

1 2 制服・作業服

制服 作業服 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
-----------------	--

1 3 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド カーペット（タフテッド カーペット、タイルカー ペット、織じゅうたん、 ニードルパンチカーペッ ト） 毛布等（毛布、ふとん） ベッド（ベッドフレーム、 マットレス）	平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

1 4 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
------	---------------------------

1 5 その他繊維製品

テント・シート類 （集会用テント、ブルーシ ート） 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

1 6 設 備

太陽光発電システム	総設備容量として41kWを調達する。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達の予定はない。

1 7 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 乾パン 缶詰 レトルト食品 保存パン 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

1 8 公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。
------	--

1 9 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
植栽管理	調達目標は100%とする。
清掃	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達目標は100%とする。
引越輸送	調達目標は100%とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
照明機能提供業務	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は100%とする。

特定調達物品等以外の平成 25 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマークやエコリーフ等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 省内にグリーン調達のための連絡会議を引き続き設ける（別紙）。
- 2 本調達方針は、すべての部局、地方支分部局及び施設等機関を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 環境本省においては、平成 24 年度判断基準の将来展開検討委員会において策定され、平成 25 年 3 月 22 日に公表された「プレミアム基準策定ガイドライン」に基づき、品質及び機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格について確保されている場合には、より環境性能の高い物品の調達に努める。
本年度においては、以下のような基準や評価を満たしているものについては積極的な調達に努めるものとする。
 - (1) 基本方針に定める品目のうち、グリーン購入法と上位互換である基準（エコマーク等）を満たした物品。
 - (2) 基本方針に定める品目のうち、統一省エネラベルなど多段階評価によりその環境性能が評価されている品目（家電製品、蛍光灯照明機器及び自動車等）について、より上位の評価がなされている物品。
- 8 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日作成）に準拠して行うように努める。
- 9 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、簡易な包装に努め、原則として本調達方針で定められた自動車の利用をするよう働きか

ける。

1 0 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。

1 1 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。

1 2 本調達方針に基づく調達担当窓口は、大臣官房会計課とする。

(別紙)

環境省グリーン調達推進体制概要図

